

認定特定非営利活動法人自然再生センター

役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センター定款第18条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人は、役員は無給とする。ただし、報酬を受け取ることが適当と認められる役員については、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

(報酬の定義)

第4条 報酬は毎月支給する報酬（以下「月額報酬」という）をいう。

(月額報酬)

第5条 報酬を受け取る役員は、その総数の3分の1以下の範囲で月額報酬を受け取ることが出来る。報酬を受け取る役員および額については理事会において決定する。

2 報酬を受け取る役員は、事務局職員の最高額の30パーセントを月額上限とする。

(適用除外)

第6条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この役員報酬規程は、平成25年4月1日から適用する。

この役員報酬規程は、平成30年4月1日から適用する。

この役員報酬規程は、令和3年10月22日から適用する。